

平成29年度決算における地方消費税交付金（社会保障財源化分）
を充てた社会保障施策に要する経費について

平成26年4月1日より消費税および地方消費税が5%から8%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分についてはその用途を明確化し、社会保障に必要な経費に充てるものとされています。

女川町における平成29年度に交付された社会保障財源化分の地方消費税交付金の用途については、以下のとおりです。

< 歳入 >

地方消費税交付金（社会保障財源分）

47,825千円

< 歳出 >

上記交付金が充てられた社会保障施策に要する経費

1,513,776千円

（内 訳）

（単位：千円）

区分	費 目	経 費	財 源 内 訳				
			特定財源			一般財源	
			国・県 支出金	地方債	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	その他
社会福祉	社会福祉費	343,673	163,951	0	363	7,604	171,755
	老人福祉費	149,177	649	0	4,915	6,074	137,539
	児童福祉費	309,262	82,292	0	20,597	8,704	197,669
社会保険	国民健康保険 特別会計繰出金	97,339	41,019	0	0	2,391	53,929
	後期高齢者医療 特別会計繰出金	28,529	19,492	0	0	383	8,654
	介護保険 特別会計繰出金	138,678	1,019	0	0	5,835	131,824
保健衛生	保健衛生費	447,118	6,080	0	43,404	16,834	380,800
合 計		1,513,776	314,502	0	69,279	47,825	1,082,170

※地方消費税交付金（社会保障財源分）については、一般財源の比率により按分しています。